

ひとり親家庭再チャレンジ高等学校卒業程度 認定試験合格支援事業

高校等を卒業されていないひとり親家庭のお母さんやお父さん、お子さんの学び直しを支援し、より良い条件での就職や転職に向けた可能性が広がるよう、高等学校卒業程度認定試験（高卒認定試験）合格のための講座を受講する場合に、受講費用の一部を支給します。

どんな事業？

ひとり親家庭のお母さんやお父さん、お子さんが高卒認定試験合格のための講座（通信制講座を含む）を修了したとき及び合格したときに、**受講費用の一部**を支給します。

支給額は？

- ①受講開始時給付金：受講費用の4割（上限20千円）
- ②受講修了時給付金：受講費用の5割から①を差し引いた額（上限25万円）
- ③合格時給付金：受講費用の1割（①と②を合わせて上限30万円）

最大 受講費用の6割

※上記の上限額は、「通学又は通学及び通信制併用の場合」に限ります。
「通信制のみ」の場合は、上記の上限額の半額となります。

対象者は？

県内の町にお住まいのひとり親家庭のお母さんやお父さん、ひとり親家庭のお子さんのうち、次の要件全てを満たす方です。

(1) お母さん・お父さんの場合

- ① 20歳未満の児童を扶養している方
- ② 母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている方
- ③ 過去に再チャレンジ高等学校卒業程度認定試験合格支援の給付金を受給していない方
- ④ 大学入学資格を取得していない方

(2) お子さんの場合

- ① 20歳未満の方
- ② 母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている方
- ③ 過去に再チャレンジ高等学校卒業程度認定試験合格支援の給付金を受給していない方
- ④ 大学入学資格を取得していない方

[注意]

- ・ 結婚（再婚）されると、受給できなくなります。
- ・ (1)(2)ともに、給付金申請時にお子さんが20歳以上の場合、受給できません。
- ・ 町外に転出されると、受給できなくなる可能性があります。

申請方法は？

必ず、講座を受講する前にお住まいの町を管轄する県健康福祉センターに申請してください。
申請には、戸籍謄本等の書類が必要ですので、あらかじめお問い合わせください。

裏面もご覧ください👉

高卒認定試験とは

様々な理由で高校等を卒業していない人のために、「高校を卒業した人と同等以上の学力があるかどうか」を文部科学省が認定する試験で、年2回実施されています。

高卒認定試験に合格すると、

- 大学・短大・専門学校を受験資格が得られます。
- 就職や資格試験の受験にも活用できます。

【試験に関するお問い合わせ先】

文部科学省 総合教育政策局 生涯学習推進課

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiken/

高卒認定 文部科学省

検索



支給までの流れ

○受講前

受講講座の決定

講座指定の申請 (※)

受講講座の申込み(各学校へ)

○講座開始後 30 日以内

受講開始時給付金の
交付申請 (※)

○講座修了後 30 日以内

受講修了時給付金の
交付申請 (※)

○講座修了後 2 年以内

高卒認定試験受験→合格!

○合格後 40 日以内

合格時給付金の
交付申請 (※)

※お住まいの町を管轄する
県健康福祉センターに申請
してください。

お問い合わせ先

名称	住所	TEL	管轄
賀茂健康福祉センター	〒415-0016 下田市中 531-1	0558-24-2055	東伊豆町、河津町、南伊豆町、 松崎町、西伊豆町
東部健康福祉センター	〒410-8543 沼津市高島本町 1-3	055-920-2080	函南町、清水町、 長泉町、小山町
中部健康福祉センター	〒426-8664 藤枝市瀬戸新屋 362-1	054-644-9276	吉田町、川根本町
西部健康福祉センター	〒438-8622 磐田市見付 3599-4	0538-37-2531	森町

静岡県健康福祉部 こども未来局 こども家庭課 TEL 054-221-2365